

○本庄市障害者施策推進協議会条例

平成30年12月27日

条例第31号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者又は障害児の家族又は保護者
- (3) 障害者福祉に関して識見を有する者
- (4) 社会福祉団体の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

(準備行為)

3 第3条第2項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表地域包括支援センター運営協議会委員の項の次に次のように加える。

障害者施策推進協議会委員	日額	6,200円
--------------	----	--------